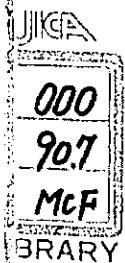


# 海外医療協力委員会 専門家処遇改善等に関する専門部会

第 2 回

〔昭和47年8月22日〕

海外技術協力事業団医療協力部



國際電力有限公司	
收入	000
日期 87.4.22	90.7
金額	
No. 08507	MCF

# 専門家処遇改善等に関する第2回専門部会

1. 日 時 昭和47年8月22日(火)  
午後2時～6時

2. 場 所 OTCA別館7階研修会議室

3. 出席者

委員

(委員長)

小平 正 栃木県がん検診センター

(専門委員)

武谷 健二 九州大学医学部

多ヶ谷 勇 国立予防衛生研究所

本多 憲児 福島県立医科大学

(欠席専門委員)

外山 敏夫 慶応義塾大学医学部

幹事

河本 事務官 厚生省大臣官房国際課(代)

伊達 " " "

加藤 " 文化庁長官官房国際文化課(代)

杉山 " 外務省経済協力と技術協力第二課(代理)

樋口 " " ( )

宮川 理事 海外技術協力委員会常務理事

医務協力部

青 藤 信 行	医療部一課長
吉 本 静 夫	医療部二課長
橋 浦 廣 志	医療部一課副参事
小 林 秀 一	医療部一課
大 川 彰 也	”

4. 議 題

- (1) 事務局側調査報告
- (2) 調査事項に関する検討
- (3) その他

次期総会（オ5回）等

上記議題にそつて専門部会において討議されたが、その内容については下記のとおりである。

記

1. 事務局側調査報告

オノ回専門部会（昭和47年3月29日）にて決定されたとおり事務局が中心に国家機関（九大医学部、国立予研）地方公共団体（福島県立医科大）、民間機関（慶大医学部、東京都予防医学協会）を対象に調査を実施し、その結果を報告した。（別紙「医務協力専門委員会改善に関する調査報告」参照）しかし、この調査の具体的な事項、方法等については専門部会で決せず、事務局側の判断で行なつた。

(2)

なお、今后は、専門部会の下に作業部会（外務、厚生、文部各省担当官及び上記各機関事務局代表者で構成）を設置するよう事務局側より提案した。これについては一応専門委員及び幹事の了承をうけた。運営等に関する改善案として規程の改正を計るべく次回総会に委員会への承諾を受けることとした。

そして今回はこの調査報告（あく返も事務局の案）をたたき台として検討した。なお、今回の調査対象は特殊な手当（資格手当等）を中心に行なった。

## 2. 改善案に関する検討

### (1) 派遣法の運用の解釈等

人事院は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭45年法律オノク号）に基づき、職員が国際機関等への派遣に關し人事院規則 18-0（昭46年1月16日施行）を定めているが、その運用は必ずしも統一されておらない。例えば文部省管轄である九州大学で問題として取り上げたように、3ヶ月以内の場合は外国出張という形が慣例となっており（教達には1ヶ月未満でも適用を受ける、各省で派遣法の運用が異なっている。当専門委員である武谷教授（九大）よりOTCAから派遣する場合は公務であつて、大学で講義をしていると見なし出張の形（給与の $\frac{100}{100}$ ）で取扱われるべきであるという意見が出された。一方、地才公共団体については派遣中の処遇については県等の条例によつて自由に定めており、福島県立医科大では期間にとらわれず、長期出張（給与の $\frac{100}{100}$ ）として了解しており、予

防医学協会も有給休職である。

本末滋道法については ① 期間にとらわれぬこと(その業務がプロパーかどうかによる)。② 身分保障という前提があるにもかかわらず、その適用が厳しい場合、寛大である場合があるので、今後は更に詳細にわたって運用の実態を調査し、運用上改善出来るものは改善をはかる。現行規則では運用上不都合がある場合は改正するよう検討する。

運用面での再確認という意味で各省の次官会議にはかる必要もあるだろう。(外務省側発言)しかし一応以上の方針について決定されたわけであるが、今後は特に幹事(各省代表)についても積極的に協力を依頼し調査結果報告については委員会総会にて行う予定とした。

## (2) 資格手当

事務局側が調査報告及び改善策(案)を作成する過程に於て、国内の各協力機関に於いて医療専門家および医療従事者がその有する資格(例えば医師、技師であることに対して)またはそれに類似するものとして支給されている特殊な手当を吸収したが、これについて国内、OTCA、国連との比較検討を加えるという方法をとった。(別紙「医療協力専門家処遇改善に関する調査報告」参照)

名称的には現在、OTCAに特別技術報酬費(別添調査報告資料中規準等参照)というものがあるが、これは認定規準が狭く、上記の目的にかねった手当とは趣旨が必ずしも一致しない。例えば、D級(長期専門家、4名以上のチームリーダーであること)

は役職手当的なるものである。

医療専門家及び医療従事者に対し資格手当として支給するには、この特別技術報酬の規程及び運用規準の改正をはかるか或いは新設手当として考える必要がある。

この点について当専門部会関係者は以下のように述べた。

- ① 外務省 他の方野の専門家との調整が困難である。
- ② 厚生省 例えば看護婦の場合、大卒と同じ水準に居るたのには、経験必要年限は4年であり現在の医師と *paramedical* を専門家との差がありすぎるので、これを調整する意味でも医師及び看護婦、技師に対し、すなわち医療一般という区分に従わずに国家公務員の官職名に従って「医療職手当」として資格手当を導入したらどうか。
- ③ 本多委員 特に従前より強調しているように医療従事者の待遇が医師と比較すると悪く、その差を是正するにあたって他の方野との調整もあるが、従来の医療専門家を2つに分け、医療専門家A、医療専門家B（現在の医療協力に於ける一般専門家）という格付が必要である。また研修員（カウンターパート）受入において医協部でなく国医事業部で独立して行なっており、医協部で実施できるような要望する。
- ④ 小平委員長 この点については49年度は無理であるが、49

年度から実施できるよう検討したい。(但し受入の条件は除く)

- ⑤ 事務局側 本件居住省等の協力を得て検討資料を集収、整理することゝしたい。
- ⑥ 本委委員 本来医療協力プロジェクトは医師及び医療従事者(特に看護婦)が一体化して有機的に動くものである。

### (3) その他

現地業務費の枠(費目及び額)の拡大及び携行機材費の予算額

現在一人月当 175,000円  
4/24 4/8年度予算要求 350,000円 により研究費の肩替りを行なう等。

### 3. 結 び

上述の通り協議、打合せを行なったが、時間的に十分でなかった嫌いもあるので、後日専門部会関係者から意見等があれば、事務局へその旨連絡してもらい、事務局で取りまとめることとした。

なお、総会を予定通り7月に開催する場合は経過報告することにとどめることで両会した。



